

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 6年 3月 26日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	資 料 作 成 費	賃 借 料	議員用パソコンリース料(2024/3)	5,720円
	〃	〃	共用複合機リース料(2024/3)	3,300円
	〃	事 務 費	共用複合機使用料(2024/3)	9,088円
	事 務 所 費	賃 借 料	事務員用パソコンリース料(2024/3)	11,440円
	〃	〃	会派用複合機リース料(2024/3)	13,200円
	〃	〃	シュレッダーリース料(2023/10～ 2024/3)	1,782円
	〃	〃	振込手数料	550円
			合 計	45,080円

(領収書添付欄)

※ シレッタ[®]分の契約書コピーを添付。

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 26 日		私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	八十二銀行 ①		振込金額	百 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
	支店 (営業部) (出張所)		44530	
お受取人	預金種目	普通 当座 貯蓄 その他	口座番号	
	フリガナ	カ・ツタトキ	おなまえ(漢字)	
ご依頼人	フリガナ	エウカイ	おなまえ(漢字)	
	長野市議会新友会			
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)				

振込手数料 (消費税込)

振込金額	当行あて	後納
3万円未満	330円	
3万円以上	550円	

消費税率10% (左記以外) 円

①振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
 ②振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
 ③やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ④手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
 ・お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

御 請 求 書

長野市大字鶴賀緑町1613番地

得意先CD

大豆島字中ノ島292
14-3311
14-7750

長野市大字大豆島字中ノ島2923

FAX (026) 214-7750

取引銀行

		

[illegible][illegible]

隨時

御 請 求 書

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会 新友会 様

締切日付 2024/ 3/15

得意先CD

株式会社 蔦友

7 381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

締切日付 2024/ 3/15
得意先CD

株式会社 蔦友

〒381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

※：軽減税率対象品目

隨時

締切日付 2024/ 3/15
得意先CD

長野市議会 新友会 様

〒381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

登録番号 T5100001002030

[illegible]

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

明光シュレッダー V231 1台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額270円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金の100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、6カ月ごとに賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- （2） この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- （3） 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。

4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と

受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和5年10月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 榮正

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地

株式会社 蔦友

代表取締役 酒井 秀晴

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 28日			
支払先	(株)蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	事 務 費	トナーキット (ブラック、イエロー、マゼンタ、シアン)	67,320円 ✓
	研究研修費		振込手数料	550円 ✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他○の経費			
			合 計	67,870円 ✓
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 03 月 28 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	八十二 銀行 ①			振込金額	
	支店 (営業部) (出張所)			百 十 億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円	
預金種目	普通 当座 貯蓄 その他			振込手数料 (消費税込)	
	口座番号			領収済 後納	
お受取人	フリガナ			振込金額 当行あて	
	おなまえ(漢字)			3万円未満 330円	
ご依頼人	フリガナ			3万円以上 550円	
	おなまえ(漢字)			消費税率10% (左記以外)	

長野市議会新友会 様

日中のご連絡先(電話・携帯電話) (026) - (226) - (4911)

登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②



締切日付 2024/ 3/27
得意先CD XXXXXXXXXX

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会 新友会 様

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

※：軽減税率対象品目

隨時

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 6年 3月 28日			
支払先	NTT東日本			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	3月分 FAX使用料	4,225円 ✓
	研究研修費		(026)229-6386	
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計			4,225円 ✓	

(領収書添付欄)

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等
[REDACTED]

お客さま氏名
長野市役所 議会事
務局 (新友会) 様

金 額
2024 年 3 月分
¥4,225
うち、消費税等当量
384円

東日本電信電話株式会社
埼玉事業部
お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)
0120-002-992

1
出納済
6. 3. 28
長野市役所 議会
事務局 収入
印 付 欄
(お客さま)

領
収
日
付
印



NTT東日本

東日本電信電話株式会社
埼玉事業部

〒10120-002-992

〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号

5

社用 101001311001 00340 00315 00*

コード NTT東日本料金請求書

(NTTEAST-Bill)

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



2024年 3月25日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは0120-116-000(無料)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは0120-444-113(無料)

ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等 (026)229-6386	ご請求年月 2024年 3月分	ご請求額 (Charge) 4,225 円	お支払期限 (Due Date) 2024年 4月10日
ご請求番号			
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT東日本ご利用分	4,225	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
(合計)	4,225		
お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。		料金お問い合わせ電話受付 営業時間 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。	

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	√ 令和 6年 3月 29日			
支払先	[Redacted] ・ [Redacted]			
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	賃 金	[Redacted] 3月分賃金 1,000円×138.5時間	138, 500円 ✓
	研究研修費		[Redacted] 3月分賃金 1,000円×136時間 1,000×1.25×1.5時間	137, 875円 ✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人(件) 費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				276, 375円

(領収書添付欄)

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	√ 令和 6年 3月 29日			
支払先	[Redacted] ・ [Redacted]			
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通 勤 費	[Redacted] 3月分通勤費 680円×19日✓	12,920円✓
	研究研修費		[Redacted] 3月分通勤費 400円×20日✓	8,000円✓
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人 (件) 費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				20,920円
(領収書添付欄)				

出勤簿

令和 6年 3月分				氏 名					
日	曜日	出 勤	退 勤	勤務時間	実勤務時間	時間外	休日出勤	年 次 有給休暇	備 考
1	金	9:00	17:30	8:30	7:30				本会議
2	土								
3	日								
4	月	9:00	17:00	8:00	7:00				本会議、委員会
5	火	8:30	16:30	8:00	7:00				総会、本会議、委員会
6	水	9:00	17:00	8:00	7:00				本会議、委員会
7	木	9:00	13:00	4:00	3:00			3:00	委員会
8	金	9:00	17:30	8:30	7:30				委員会
9	土								
10	日								
11	月	9:00	17:30	8:30	7:30				委員会
12	火	9:00	17:00	8:00	7:00				委員会
13	水	9:00	17:00	8:00	7:00				委員会
14	木	9:00	16:30	7:30	6:30				委員会
15	金	9:00	17:00	8:00	7:00				委員会
16	土								
17	日								
18	月	9:00	16:30	7:30	6:30				委員会
19	火	9:00	18:00	9:00	8:00				全員協議会、本会議
20	水								
21	木	9:00	17:00	8:00	7:00				
22	金	9:00	17:00	8:00	7:00				
23	土								
24	日								
25	月	9:00	16:30	7:30	6:30				
26	火	9:00	17:00	8:00	7:00				委員会
27	水							6:00	
28	木	9:00	17:00	8:00	7:00				
29	金	9:00	16:30	7:30	6:30				
30	土								
31	日								
				148:30	129:30			9:00	138:30

上記のとおり勤務したことを証明します。 氏 名 小 泉 栄 正 印

金 151,420円 (うち通勤費 12,920円)	左記金額領収致しました。 令和 6年 3月 29日 氏 名
-------------------------------	-------------------------------------

出勤簿

令和 6年 3月分	氏 名	
-----------	-----	--

日	曜日	出 勤	退 勤	勤務時間	実勤務時間	時間外	休日出勤	年 次 有給休暇	備 考
1	金	9:00	17:30	8:30	7:30				本会議
2	土								
3	日								
4	月	9:00	16:30	7:30	6:30				本会議、委員会
5	火	8:30	17:30	9:00	8:00				総会、本会議、委員会
6	水	9:00	16:30	7:30	6:30				本会議、委員会
7	木	9:00	17:30	8:30	7:30				委員会
8	金	9:00	17:30	8:30	7:30				委員会
9	土								
10	日								
11	月	9:00	17:00	8:00	7:00				委員会
12	火	9:00	16:30	7:30	6:30				委員会
13	水	9:00	17:30	8:30	7:30				委員会
14	木	9:00	16:30	7:30	6:30				委員会
15	金	9:30	17:00	7:30	6:30				委員会
16	土								
17	日								
18	月	9:00	17:00	8:00	7:00				委員会
19	火	9:00	19:30	10:30	8:00	1:30			全協、本会議
20	水								
21	木	9:00	16:00	7:00	6:00				
22	金	9:00	16:00	7:00	6:00				
23	土								
24	日								
25	月	9:00	16:00	7:00	6:00				
26	火	9:00	16:00	7:00	6:00				委員会
27	水	9:00	16:30	7:30	6:30				
28	木	9:00	12:30	3:30	3:30			3:00	
29	金	9:00	16:30	7:30	6:30				
30	土								
31	日								
計				153:30	133:00	1:30		3:00	137:30

上記のとおり勤務したことを証明します。

氏 名 小 泉 栄 正



金 145,875 円
(うち通勤費 8,000 円)

左記金額領収致しました
令和6年 3月 29日
氏 名